

八幡平市空き工場等賃借料補助金の概要

1 目的

民間事業者が、市内の空き工場等を借り上げて一定要件の事業活動を行う場合、その一部に対し補助金を交付することにより、企業立地を推進するとともに起業家の育成及び雇用機会の創出を図ることを目的とする。

2 「空き工場等」とは

市内に所在している現在未使用の各種建物のうち、現に賃借が可能で製造業等の対象業種の用に供する目的で使用する工場をいう。

3 補助対象者

次のいずれにも該当する方。

- ① 空き工場等の使用期間が1年以上の賃貸借契約を締結する者
- ② 次に掲げる事業のいずれかを行う者
 - ア 製造業
 - イ 道路貨物運送業
 - ウ 卸売業
 - エ 倉庫業
 - オ こん包業
 - カ ソフトウェア業
 - キ 情報サービス業
 - ク 学術・開発研究機関
 - ケ その他、雇用創出等につながるものとして市長が認めた事業
- ③ 空き工場等を利用し、事業開始6カ月以内に新規常用雇用者を2人以上採用する者、又は当該空き工場等に常用雇用者が3名以上勤務する者（ただし、東日本大震災被災地の企業が空き工場等を賃借する場合に限り、自社他工場等から転勤した常用雇用者であっても新規常用雇用者とみなす。）
- ④ 空き工場等の所有者と親族関係（配偶者並びに3親等以内の血族及び姻族）又は雇用関係がない者
- ⑤ 市町村税を滞納していない者

4 補助金額等

- ① 補助金の額は予算の範囲内。
- ② 補助期間は、交付決定の月から3年以内。
- ③ 空き工場等の賃借料（敷金、礼金、保証金及び仲介手数料を除く）1/2以内の額で、1月当たりの限度額は次の表のとおり。

ア 新規雇用者がある場合

区分	限度額
新規常用雇用者 2人以上4人未満	月額 100,000円
新規常用雇用者 4人以上6人未満	月額 200,000円
新規常用雇用者 6人以上	月額 400,000円

※新規常用雇用者とは 期間の定めがない労働者又は1年以上の雇用の継続が見込まれ、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として新たに雇用された者で、市内に在住又は転入する者をいう。

イ 新規雇用者がいない場合

区分	限度額
常用雇用者 3人以上5人未満	月額 100,000円
常用雇用者 5人以上10人未満	月額 200,000円
常用雇用者 10人以上	月額 400,000円

※常用雇用者とは 期間の定めがない労働者又は1年以上の雇用の継続が見込まれ、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として雇用された者で、市内に在住又は転入する者をいう。

ウ 上記ア、イにかかわらず東日本大震災被災地に所在する企業の場合

区分	限度額
雇用者の人数要件なし	月額 500,000円

- ④ 他法令等により賃借料の補助等を受けている場合には、賃借料からその金額を差し引いた金額を補助対象経費として計算します。
- ⑤ 補助金の交付は、年度ごとに一括後払い。

その他の詳細等につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 八幡平市 商工観光課 企業立地推進係 電話 0195-74-2111
--